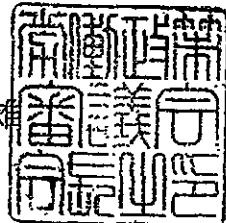


労審発1216第563号
平成21年12月16日

厚生労働大臣
長妻 昭 殿

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄



平成21年12月16日付け厚生労働省発基安1216第1号をもって諮問のあった「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」及び「労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める告示の一部を改正する告示案等要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成21年12月16日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

安全衛生分科会
分科会長 相澤 好治

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」及び「労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める告示の一部を改正する告示案等要綱」について

平成21年12月16日付け厚生労働省発基安1216第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。